

## 令和 4 年度診療報酬改定に係る歯科診療行為マスターの変更について

## 1 マスターファイルの変更点

現時点におけるマスターファイルの変更点は次のとおりです。

項番	項目名	内容	備考
3	診療行為コード	新設、廃止及び変更	内訳は公表マスターの項番1「変更区分」を参照。 3:新規 5:変更 9:廃止
36 ～ 45	施設基準①～⑩	今回の公表では未対応	後日更新予定
59	長時間麻酔管理加算	<p>長時間麻酔管理加算を算定可能な診療行為であるか否かを表す項目の変更</p> <p>&lt;基本項目&gt;</p> <p>0:「1」及び「2」以外の診療行為</p> <p>1:長時間麻酔管理加算を算定可能な診療行為</p> <p>2:医科点数表のL008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の実施時間が8時間を超え、長時間麻酔管理加算を算定する場合に実施している必要がある手術</p> <p>&lt;加算項目、通則加算項目&gt;</p> <p>0:長時間麻酔管理加算以外の診療行為</p> <p>1:長時間麻酔管理加算自体</p>	